

平成30年度

財政援助団体、出資団体及び  
公の施設の指定管理者  
監査結果報告書

松山市監査委員



松 監 第 48 号  
平成 31 年 1 月 11 日

様

松山市監査委員	石	田	慎	二
同	原	田	光	雄
同	本	田	精	志
同	上	田	貞	人

財政援助団体、出資団体及び公の施設の  
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



# 目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1  まつやま人口減少対策推進会議事業補助金	2
2  松山西地区防犯協会運営補助金	2
3  まつやまファミリー・サポート・センター事業 利用助成金交付事業補助金	3
4  松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金 (天山町内会)	3
5  松山市消防協会補助金	4
6  座朱 <small>ざしゅらん</small> 薬プロジェクト事業負担金	4
7  障がい児保育事業	5
8  ウィナーズカップ運営協議会負担金	5
出資団体監査結果報告	6
1  社会福祉法人 松山市社会福祉事業団	7
公の施設の指定管理者監査結果報告	8
1  松山市坂の上の雲ミュージアム	9
2  松山市庚申庵史跡庭園	10



# 財政援助団体監査結果報告

## 第1 監査の対象

平成29年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 まつやま人口減少対策推進会議事業補助金	まつやま人口減少対策推進会議
2 松山西地区防犯協会運営補助金	松山西地区防犯協会
3 まつやまファミリー・サポート・センター事業 利用助成金交付事業補助金	公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団
4 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金 (天山町内会)	天山町内会
5 松山市消防協会補助金	松山市消防協会
6 座朱欒プロジェクト事業負担金	座朱欒プロジェクト実行委員会
7 障がい児保育事業	社会福祉法人 愛隣園 幼保連携型認定こども園 愛隣こども園
8 ウィナーズカップ運営協議会負担金	第2回ウィナーズカップ運営協議会

## 第2 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年10月30日まで

## 第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 まつやま人口減少対策推進会議事業補助金

- (1) 交 付 先            まつやま人口減少対策推進会議 座長 大橋 裕一
- (2) 補 助 金 額            3,163,970 円
- (3) 支出年月日            平成 29 年 5 月 22 日  
                                平成 30 年 5 月 23 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等  
      松山市補助金等交付規則  
      まつやま人口減少対策推進会議事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的  
      松山市人口減少対策推進条例及び松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事項等  
      について必要な調査・検証等を行い、市長に対して効果的な対策等に関する意見を行うこと  
      により、人口減少対策を推進することを目的とする。
- (6) 監 査 結 果  
      補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 松山西地区防犯協会運営補助金

- (1) 交 付 先            松山西地区防犯協会 副会長 増田 英俊
- (2) 補 助 金 額            10,100,000 円
- (3) 支出年月日            平成 29 年 5 月 22 日  
                                平成 29 年 7 月 20 日  
                                平成 29 年 9 月 20 日
- (4) 根拠法令等  
      松山市補助金等交付規則
- (5) 補 助 目 的  
      犯罪のない安全で安心なまちづくりを目標に市民の防犯意識を高揚し、地域職域の自主安  
      全活動の促進を図る。
- (6) 監 査 結 果  
      補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。



### 3 まつやまファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付事業補助金

(1) 交 付 先 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 理事長 桐木 陽子

(2) 補 助 金 額 1,751,416 円

(3) 支出年月日 平成 29 年 9 月 29 日  
平成 29 年 10 月 31 日  
平成 30 年 1 月 31 日  
平成 30 年 3 月 12 日  
平成 30 年 5 月 24 日 (戻入)

(4) 根拠法令等

松山市補助金等交付規則

松山市子育て支援事業費補助金交付要綱

まつやまファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱

(5) 補 助 目 的

まつやまファミリー・サポート・センター事業を利用したのに対し助成金を交付することにより、利用者の負担を軽減するとともに事業の普及を図り、もって地域における育児に関する相互援助活動の推進を図ることを目的とする。

(6) 監 査 結 果

補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### 4 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(天山町内会)

(1) 交 付 先 天山町内会 白石 正治

(2) 補 助 金 額 5,000,000 円

(3) 支出年月日 平成 29 年 8 月 21 日

(4) 根拠法令等

松山市補助金等交付規則

松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金交付要綱

(5) 補 助 目 的

地域住民が主体となったまちづくりを更に進めるため、景観整備や賑わい施設の整備等の民間主体のまちづくり活動を行う者に対し、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金を交付することにより、官民連携のまちづくりを推進し、美しい街並みや賑わいの創出を目指すものである。

(6) 監 査 結 果

補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。



## 7 障がい児保育事業

- (1) 支出先 社会福祉法人愛隣園幼保連携型認定こども園愛隣こども園  
理事長 佐々木 信也
- (2) 負担金額 1,284,840 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 5 月 28 日
- (4) 事業目的  
保育所等に対し、障がい児等の保育を担う保育士又は保育教諭の加配を推進するため、松山市障がい児保育事業を行い、障がい児等に対する適切な処遇の確保及び福祉の向上を図る。
- (5) 監査結果  
負担金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 8 ウィナーズカップ運営協議会負担金

- (1) 支出先 第2回ウィナーズカップ運営協議会 会長 梅岡 伸一郎
- (2) 負担金額 8,736,699 円
- (3) 支出年月日 平成 29 年 8 月 10 日  
平成 30 年 5 月 24 日 (戻入)
- (4) 事業目的  
公益財団法人 J K A 西日本地区本部、一般社団法人日本競輪選手会愛媛支部等及び松山市が連携協力し、諸業務の準備体制を整え、松山競輪場で開催される、第2回ウィナーズカップの円滑な運営と成功を期すことを目的とする。
- (5) 監査結果  
負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

# 出資団体監査結果報告

## 第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の平成29年度事業について実施した。

団 体 名
1 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

## 第2 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年10月30日まで

## 第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

(1) 基本金 3,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合  
3,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかで住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう支援することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 社会福祉事業

- ①身体障害者福祉センター関係
- ②軽費老人ホーム関係
- ③児童館関係
- ④湯山障害者生活介護事業所関係
- ⑤久枝障害者生活介護事業所関係
- ⑥若草就労継続支援事業所
- ⑦畑寺就労継続支援事業所
- ⑧ひまわり園関係
- ⑨親子通園・くれよん
- ⑩畑寺児童発達支援事業所
- ⑪児童発達支援事業所「ひだまりクラブ」

2) 公益事業

- ①湯山福祉センター管理運営事業
- ②ハーモニープラザ管理運営事業
- ③畑寺福祉センター管理運営事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

# 公の施設の指定管理者監査結果報告

## 第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の平成29年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
四電ビジネス株式会社 愛媛支店	松山市坂の上の雲ミュージアム
NPO法人 GCM庚申庵倶楽部	松山市庚申庵史跡庭園

## 第2 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年10月30日まで

## 第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

## 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 松山市坂の上の雲ミュージアム

- (1) 指定管理者 四電ビジネス株式会社愛媛支店 取締役愛媛支店長 村上 吉雄  
(平成 30 年 6 月 28 日～ 川上 陽一)
- (2) 基本協定年月日 平成 27 年 3 月 25 日 (指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)  
年度協定年月日 平成 29 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 77,228,000 円

- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 平成 29 年 4 月 10 日  | 20,085,670 円 (第 1 期) |
| 平成 29 年 7 月 10 日  | 20,266,450 円 (第 2 期) |
| 平成 29 年 10 月 10 日 | 16,472,640 円 (第 3 期) |
| 平成 30 年 1 月 10 日  | 20,403,240 円 (第 4 期) |

### (5) 指定管理の内容

#### 1) 施設の概要

名 称 松山市坂の上の雲ミュージアム  
開 設 平成 19 年 4 月 28 日  
所 在 地 松山市一番町三丁目 20 番地  
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造 地下 1 階 地上 4 階建  
延床面積 3,122.83 ㎡

#### 2) 管理業務

- ①ミュージアム施設、設備の維持管理に関する業務
- ②ミュージアムの運営に関する業務
- ③ミュージアムの利用促進に関する業務
- ④ミュージアムの活性化に関する業務
- ⑤その他市長が必要と認める業務

### (6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 松山市庚申庵史跡庭園

- (1) 指定管理者 NPO法人GCM庚申庵倶楽部 理事長 松井 忍
- (2) 基本協定年月日 平成26年 3月 25日 (指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日)  
年度協定年月日 平成29年 4月 1日
- (3) 指定管理料 9,000,000円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 平成29年 4月 10日  | 2,876,000円 (1期目) |
| 平成29年 7月 10日  | 2,234,000円 (2期目) |
| 平成29年 10月 10日 | 2,276,000円 (3期目) |
| 平成30年 1月 22日  | 1,614,000円 (4期目) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名称 松山市庚申庵史跡庭園  
開設 平成15年5月3日  
建築 寛政12年(1800年)築 (平成15年3月31日 復原工事竣工)  
所在地 松山市味酒町二丁目6番地7  
敷地面積 859.47㎡  
建築面積 29.94㎡

2) 管理業務

- (1)利用の受付及び使用料の徴収等
- (2)施設の運営に関する業務
- (3)施設等の維持管理に関する業務
- (4)施設の活性化に関する業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①使用料及び物品売払代金の納付遅延について

茶会等のため庚申庵庭園を使用した者からの使用料やイベントで提供される茶菓子等の物品売払代金は、基本協定書第27条で指定管理者は原則として使用者等から徴収した日の翌日までに、払い込まなければならないと規定されており、前回の監査においても同様の指摘をしていたにもかかわらず、今回も市への納付が著しく遅延している状況が見受けられた。

担当課においては、使用料及び物品売払代金は使用者等から預かった公金であることを再認識するとともに、指定管理者に基本協定に基づいた使用料及び物品売払代金の市への納付を徹底させる有効な改善策を講じられたい。

②領収書等の保管状況について

指定管理業務の支出事務において、現金出納簿と領収書等の照合・調査を行ったところ、証憑書類については、庚申庵倶楽部経理規程第11条で保存期間は10年と規定されているが、領収書等の保管がされていないものが複数件見受けられた。

領収書等は、支出を証明するうえで重要な証拠書類であるため、担当課においては、経理規程に基づく適正な管理をするよう指導されたい。



③事業報告書の確認について

基本協定書第 28 条第 1 項に規定する事業報告書のうち管理経費等の収支状況において、領収金額を現金出納簿へ記帳する際の記帳誤りにより、実際に支払った金額より多い金額が報告されている状況が見受けられた。

事業報告書のうち管理経費等の報告は、管理経費等を積算し指定管理料を設定する上でも重要な資料となることから、担当課においては、適正な経理事務が行われているか確認体制の強化を図るよう指導に努められたい。